

国際取引法学会 論文審査規程

第1条 目的

国際取引法学会（以下本学会という）会則3条(3)に従い発行されるウェブ・ジャーナル『国際取引法研究』（以下学会誌という）、および、本学会が編集責任を持って発行される記念誌その他の書物、もしくは、ウェブ・ジャーナル（以下その他の学会編集文献という）（学会誌とその他の学会編集文献併せて学会誌等という）に掲載するために提出された原稿（以下原稿という）が、学会誌等に掲載するに値するか否かについての審査手続きを明確にするために本規程を定める。

第2条 審査手続き

(1) 審査要領の作成

編集委員会は、本規程に基づき、審査の詳細を定める「国際取引法委員会 論文審査要領」（以下審査要領という）を作成する。

(2) 査読者の選任

編集委員会は、原稿が提出されたら、直ちに、その内容および負担等を考慮し、審査するに適切な査読者を選任する。編集委員会のメンバーも査読候補者から排除されない。

決定された査読者の氏名、および、査読者による審査結果については、公表しないものとする。

(3) 査読者による審査

査読者は、本規程、および、審査要領に従い、原稿が学会誌等に掲載するに値するか審査し、更に、同じ分野の専門家、もしくは、研究者として、修正すべき点があれば、それをアドバイスする。

(4) 査読者は、原則として2週間以内に、編集委員会が定める審査結果フォームに従い、審査結果と共に、必要に応じて条件、もしくは、アドバイスがあれば、それを付して、編集委員会に提出する。

(5) 原稿の修正

編集委員会は、執筆者に対して、査読者の名前を伏せて、審査結果を連絡し、必要ならば修正を求めることができ、修正された場合、修正部分を含め原稿の再審査を査読者に依頼することができる。

第3条 最終判断

編集委員会は、査読者の審査が終了したら直ちに委員会を開催し、原稿が学会誌等に掲載するか否かの最終判断を行わなければならない。

第4条 編集委員の守秘義務

編集委員は、査読者の氏名、審査結果、編集委員会での審議内容、その他原稿の審査に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

第5条 学会が監修責任を負う論文の審査

本学会の監修論文の取扱いについては、編集委員会が、必要に応じ、都度定める。

第6条 規程の解釈・適用について

編集委員会は、本規程の解釈または適用に関する疑義について決定する権限を持つ。

第7条 改正

理事会は、編集委員会の提案に基づき、本規程の改正を決定することができる。

附則

本規程は、2015年3月1日から施行する。

附則

本規程は、改正日から施行する。

国際取引法学会編集委員会 制定 2015.3.1.
国際取引法学会編集委員会 改正 2025.4.23.